【研究ノート】

児童虐待の未然回避に着目した子育て支援機関の活用

原　田　旬　哉

1. はじめに

本稿は、児童虐待問題の対応について未然回避の視点の必要性とその支援をどの機関が担うのかについて検討するものである。

児童虐待は、養育者が子どもに対して暴力や暴言、養育放棄などの不適切なかかわりをすることである。社会はこの被害から子どもを救い守ることが使命であるが、うまくいってない部分もあり、その対策は喫緊の課題となっている。

課題のひとつとして、児童虐待問題は認知されてから介入することが多い点が挙げられる。これにあたる主たる機関は、児童相談所や児童養護施設等である。しかし、これだけでは虐待問題の対応は十分とはいえない。

児童虐待の予防や防止の重要性も広く呼びかけられているが、地域単位で児童虐待の対応をしている市区町村要保護児童対策地域協議会の取り組みをみていても、リスクのある家庭を「要配慮」、「要支援」、「要保護」として分類して対応している。このことから筆者は、虐待のリスクが予見される場合の歯止めが「予防」であり、深刻化することの歯止めが「防止」ではないかとの仮説により児童虐待問題は、予防や防止以前からの対応が必要ではないかと考えた。

児童虐待の問題に取り組む場合、「予防」や「防止」の支援に加え、「未然回避」の支援、つまりリスクがみえない段階（ゼロリスク）からの支援の必要であり、これら三つの支援が有機的に機能することで児童虐待を減少させることに寄与できる可能性が秘めているのではないかと考える。

これを確立するために児童養護施設等を地域で活用していくことも検討する必要がある。児童養護施設の守備範囲は、中リスクから高リスクまでの比較的深刻な問題に特化していることから、「予防」や「防止」についてはここが担い、ゼロリスクから低リスクの対応を担える機関が必要となる。この部分については、既存の保育所等の子育て支援機関を活用して充実させることが妥当ではないだろうか。

近年、児童養護施設等は親子分離の措置の場合、施設ではなく里親や特別養子縁組など、より家庭に近い環境で保護し支援することが打ち出されている。これは、国連・子どもの権利委員会からの複数回にわたる是正勧告や 2017（平成 28）年に発表された新しい社会的養育ビジョンを受けての方向性であるため、高機能化や多機能化をすることは不可避となっている。この機能を

地域で活用すれば、軽度、中度程度のリスクへの対応として在宅での支援を担うことができ、ゼロリスクから低リスクは保育所等が担うといった枠組みは構築できる。

本稿は、児童養護施設等が多機能化して地域に貢献していくためにはどのような形が最適なのかを検討するにあたり、地域の児童虐待問題に対する支援体制の弱さがあることに気づいたことをきっかけに虐待のリスクを発芽させない支援として「未然回避」の必要性とこれをどこの機関が担うのかについて検討するものである。

研究方法

児童虐待の未然回避のキーファクターは「ゼロリスク＝児童虐待のリスクを発芽させない」ことであることから、最初に既存の子育て支援機関の機能を検討する。検討にあたっては、社会学者ロバート・K・マートンの機能分析を補助線とし、子育て支援の「順機能」、「逆機能」、「顕在的機能」、「潜在的機能」に分類を用いて課題を抽出し、そこから考えられる児童虐待の未然回避に関する視点を示すこととする。

先行研究の確認

本研究と類似する先行研究について、児童虐待問題の対応について、どのような視点が重要としているのかについて確認をする。

大澤（2005）論文では、「ハイリスク家庭」を効率的に支援することによる虐待の予防、発見、早期対応の期待できるとしてリスクアセスメントの必要性を述べている。

笠原（2018）論文では、保育所が保護者や子どもの状況、それに対する保育士のかかわりを記録して、情報提供を行政や地域、児童相談所に要請していくことの重要性と子育て支援や相談機関など市町村が実施しているサービスの広報と仲介の役割について述べている。

竹原（2019）論文虐待リスク因子を踏まえた「気がかりな所見」の早期にキャッチと関係者間で情報共有を速やかに行い、虐待未然防止に取り組んだ事例を紹介しその重要性を述べている。

軽部ら（2024）論文では、子どもの SOS に早い段階で気がつくことの重要性を指摘し、その機関として子ども食堂などの有効性を述べている。

吉澤ら（2021）論文では、子育てを母親の役割とする風潮を批判し過去に日本に存在していた共同養育システムを現代的な形で復活させるとの視点で有効性を述べている。この論文が本稿に近いと考えることができるが、地域の繋がりで解決するといった視点では少し異なる部分がある。

このように児童養護施設の多機能化を達成するうえで、その前段階の支援を検討するものはあまり存在していないこともあり、本稿の視点が今後の児童虐待問題の取り組みの一助となればと考える。

2. 機能分析について

本研究の補助線とする機能分析は、社会学者ロバート・K・マートンが提唱したものである。

マートン（1961）は、「機能分析は、社会学的解釈の諸問題を扱う現代の研究方針のなかで、もっとも有望である反面、おそらくもっとも系統立って整理されていない」（マートン 1961: 16）としたうえで系統化し整理している。

機能についてマートン（1961）は「機能とは、一定の体系の適応ないし調整を促す観察結果であり、逆機能とは、この体系の適応ないし調整を減ずる結果である。」とし、「どのような場合であれ、項目は機能的結果と逆機能的結果とをともにもつ」（マートン 1961: 46）と主張し順機能と逆機能について述べている。

また、これらの中には「顕在的機能」、「潜在的機能」があり、これについて「顕在的機能とは、一定の体系の調整ないし適応に貢献する客観的結果であって、しかもこの体系の参与者によって意図され認知されたものである。これに相関連して、潜在的機能とは意図されず、認知されないものである。」（マートン 1961: 55）とし、どちらも重要だとしている。

これを用いて子育て支援機関における機能分析をおこなうことで、現在の子育て支援の「順機能と逆機能」、「顕在的機能と潜在的機能」を可視化することで、その利点と問題点を浮かび上がらせることができるのでないだろうか。

3. 日本の子育て環境、子育て支援の現状と課題

日本の子育て環境

日本の子育ての環境には懸念事項が山積している。少子化の進行は様々な要因が複合的に絡み合った結果であり、2023（令和 5）年の合計特殊出生率は過去最低の 1.2 人となり、国の持続可能性にも関係するほどの危機的状況となっている。

子どもを産む以前の問題として、「子育てと仕事の両立」、「子育てに要する費用負担が大きい」とのイメージが定着していることが挙げられる。これは、「産む」、「産まない」を考える前の段階で諦めてしまう状況があると考えられる。

つぎに実際に子どもを産み育てようと決断し、実際の育児が始まると、子育ては想像以上の負担が高いと実感することが多く、子育てと仕事の両立は困難と感じることも多い。

しかし、格差社会が深刻化している日本において生活に窮している家庭も増え、2023（令和 5）年の「国民生活基礎調査」では、所得金額（2023 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の中央値は 405 万円となり平均所得（524 万 2 千円）以下の割合は 62.2% となっている。また、生活意識については、「大変苦しい・苦しい」と回答した家庭が 2023（令和 5）年では 59.6% となり、2022（令和 4）年の 51.3% よりも増加。その中で子育て家庭においては、65% が「（生活が）苦

しい」（全家庭平均 51.3％）と回答している。つまり、暮らしの水準を維持しようとする場合、共働きを選択する以外ないといった現状が浮き彫りになっている。

核家族が定着した現代の子育て環境は、夫婦共働きで家計維持と子育ての完結が求められ、非常に厳しく、何かを犠牲にして子育てをするしかない状況である。これは相当な負担であり、ストレスとなる。ストレスは、「苛々」の感情を増幅させ、そのうえ子どもは親の思い通りには動いてくれないといったことが重なれば限界に達してしまう危険もあり、その矛先が子どもに向くと暴言や暴力などの児童虐待へと発展するリスクが高まってしまう。このように過酷な現実となっているのが日本の子育て環境といえる。

子どもの理想人数と現実のギャップ

婚姻関係にある夫婦が理想とする子どもの数と現実のギャップについて 2021（令和 3）年「第 16 回出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所）と合計特殊出生率のデータを比較（図 1）すると、理想の子どもの数は 1977（昭和 52）年は 2.61 人、2021（令和 3）年 2.25 人と 44 年間で大きな変化はない。一方、合計特殊出生率は、1977（昭和 52）年は 1.8 人、2021（令和 3）年は 1.3 人となっており、理想の子どもの数は 2 人なのに対し、実際は 1 人となっており、理想と現実ギャップが生じている。この背景に現実的、精神的な子育ての負担の大きさがあると考えられる。

これを裏付けるものとして子育ての負担に関する当事者の声として、内閣官房こども家庭庁設立準備室の調査「こども・子育ての現状と　若者・子育て当事者の声・意識」（図 2）があり、その中の質問には、「これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」に対して、子どもの数の理想 2 人以上・予定 1 人の夫婦の 23.7％、理想 3 人以上・予定 2 人の夫婦の 23.6％ が負担に耐えられないと回答している。

別の質問「子育てや教育にお金がかかりすぎる」では、46.2％、59.3％（複数回答可の調査のため 100％ を越える）と経済的な負担感も大きいと感じている。この結果から子育ては、コスト、心身面での負荷が高いことがかわる。

子育ての負荷が高い理由については家族形態が影響していると考えられる。これについて大澤（2005）は、「少子化・核家族化といった家族形態の変化から家庭の養育能力の低下が自明視され、虐待がどこでも起こりうる現象である」と指摘している。つまり、今の家族形態、家計の収入では 2 人以上の子育ては難しい状況であり、子どもの数に比例してコストや心身の負荷は高まる。

両親が揃っていての子育てでも厳しい現状であることから、ひとり親家庭やワンオペ育児、子育ての孤立などの要因が加われば厳しさは一層増すことになり、高いストレスでの子育ては虐待のリスクを発芽させてしまう危険性がある。

	1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年	2005年	2010年	2015年	2021年
理想子ども数（平均）	2.61	2.62	2.67	2.64	2.53	2.56	2.48	2.42	2.32	2.25
予定子ども数（平均）	2.17	2.2	2.23	2.18	2.16	2.13	2.11	2.07	2.01	2.01
合計特殊出生率	1.8	1.77	1.69	1.5	1.39	1.32	1.26	1.39	1.45	1.3

図 1　理想の子ども数、予定子ども数の平均と合計特殊出生率の推移

出所：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」2021（令和 3）年、e-Stat 政府統計の総合窓口 HP を基に筆者作成

	子どもの理想人数・予定数	
	理想2人以上予定1人	理想3人以上予定2人以上
これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられない	23.70%	23.60%
子育てや教育にお金がかかりすぎる	46.20%	59.30%
※複数回答可の調査のため100％を超える		

図 2　こども・子育ての現状と　若者・子育て当事者の声・意識

出所：こども・子育ての現状と　若者・子育て当事者の声・意識　資料 5（令和 5 年 1 月 19 日）内閣官房こども家庭庁設立準備室を基に筆者作成

子育てについて

子どもを産むか産まないかは個人が決めることである。しかし、子育ての実際は育ててみて初めてわかることも多く、子どもを育てる過程でさまざまな問題に直面する。

親は、これらを乗り越えつつ、子どもには愛情を注ぎ、子どもは親の愛情を糧に成長する。そして日々の関わりの中でしつけが行われ自立へと向かう。

しかし、最近の子育ては、過保護、過干渉、過期待の傾向となっていることから、自己決定ができない子どもも増えている。また、しつけは厳しくすることが大切との思いから、未だに叩くなどの体罰は状況によっては必要と考える親は存在する。これは、「厳しく」のイメージが一定程度体罰は許されるとの誤った認識を持たせてしまうのかもしれない。

しつけについて

しつけは、子どもが自立し社会で生きていくうえでの礼儀や行儀、作法を身につけられるようにと親が子どもに伝えていくものである。しつけについて森田（2003）は、「社会性を型で伝えること」とし、「形だけの行儀作法が第一目的となってしまうと大きなまちがいをおかしてしまう」と指摘する。そして、しつけの目的は「自立」であるとして、最終的に「子どもが自分で社会生活を送れるように、自ら立ち、自ら律していくようにおおまかにガイドすることです。」（森田 2003: 14-15）としている。つまり、子ども自身で自己決定できる力が持てるように親は側面からサポートすることであり、子どもに対して親の考えや価値観を強制的に押し付けるものではないことがわかる。

体罰による脳への影響

体罰の影響について友田（2017）は、虐待が子どもの脳へ与えるダメージに関する研究結果を

示し、体罰が感情や思考のコントロールをする行動抑制力を担う前頭前野に影響を及ぼし、その容積は平均 14.5% から 19.1% 萎縮し、集中力や意思決定、共感に関係する右前帯状回が 16.9% 減少したとの科学的データを示している。つまり、体罰の効果はなく、単にダメージを与える暴力行為であるということが科学的に証明された。これを社会に広く周知していくことは重要なことである。

しつけと体罰の関連

児童養護施設等に措置された子どもの親が虐待した理由について「しつけ」だと主張することがある。しかし、話を聞きき進めると家庭の課題や問題を抱え余裕のない暮らしが背景にあり、それに加えて子どもが言うことを聞かないといった苛立ちが見えてくることが多い。

また、わが子が学校等で問題を起こした場合、「しつけができていない」と言われることを気にするあまり厳しいしつけとして暴言や暴力を用いる場合もある。

このように、子どもをしつけるには一定程度の厳しさは必要であり、状況によっては体罰も辞さないといった考えの親は今も存在している。

これからのしつけ

親権者からの子どもへの体罰については、2021（令和 3）年まで民法 822 条に「親権を行う者は（中略）監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」との規定が存在していた。しかし、2022（令和 4）年の民法改正により、この規定が削除され体罰は認められなくなった。暴力は虐待であり違法となった。これにより、警察が児童虐待案件として迅速な介入と保護等の対応が増えている。

こども家庭庁（2023）が公表した、児童虐待相談対応件数では、2021（令和 3）年は 103,104 件、2022（令和 4）年は 112,965 件と保護対応の件数が 9,861 件増加している。また、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）における管理ケースにおいて警察が対応したというケースは増加傾向にある。

このように、しつけに体罰を用いることは否定されることになったが、今後はどのようなしつけが求められるのかを考えていかなければならない。

まずは、余裕がない暮らしの中で子育てをしている家庭が多いことから負荷軽減は不可避である。そのためには経済成長のために子育て支援を充実されるという視点からの脱却が必要であり、子どもと子育て家庭を中心に据えた子育て支援を確立していくことが求められる。

「助けて欲しいときに助けてもらえる」といった子育て支援があれば、親に余裕ができ、子どもとのコミュニケーションによってしつけが可能となるであろうことから、今後、求められる子育て環境といえる。

子育て支援の現状と課題

政府が考える子育て支援の方向性

政府は2023（令和5）年度にこども家庭庁を発足させ、「こどもまんなか社会の実現」を掲げている。「こども未来戦略」として①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する。といった3つの基本理念を示している。これらを推進するための「加速化プラン」として、「経済的支援の強化」、「若い世代の所得向上に向けた取り組み」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくり」の4つを3年間集中的に取り組むとしている。

しかし、この加速化プランが掲げているものに「経済的支援」、「所得向上」、「共働き」といったキーワードが入っており、経済成長の優先を中心としたものでないかともとれる。これは、出産後に早期に職場復帰を果たせるような環境を整備するために、保育所や認定こども園（以下、「保育所等」とする）を活用して、原則8時間の保育時間を延長し最長11時間利用の可能、対象年齢は生後2ヶ月からというものになっている。これで本当に「こどもをまんなか社会の実現」に向けた子育て支援といえるのかは疑問が残る。

子育て支援の中心的機能としての「保育所と認定こども園」

現在、実質的な子育て支援機関の中心は、保育所等である。これは主に「子育てと仕事の両立の支援」（認定こども園は教育も含む）と位置づけられている。生後2ヶ月から、最長11時間の利用は汎用性が高く、多様化する子育て家庭のライフスタイルに沿えるものとはいえる。

これらサービスの機能分析については次章で確認するが、主たる機能が時間的サービスでは十分な機能を果たしているとは言い難い。

保育所保育指針には、「子どもの発達や人格形成を家庭との連携により保護者と一緒に育てる」と明記されており、子どもの発達や子育てに関する知識、子ども個々の状況に合った助言などを総合的に行うことが専門機関として求められるが、課題は「家庭との連携」、「保護者と一緒に育てる」という点である。

以下の事例1は、筆者が支援にかかわったケース（内容は加工している）であり、「家庭との連携」、「保護者と一緒に」といった視点とは反する対応のものである。

事例1

一定のリスクがあるとの理由から自治体も把握しているケースの家庭が、保育所の指導に従わなかったことを理由に退園勧告を受けた事例。

母親には精神疾患があり、不安定な環境での養育をしている。普段は父親がサポートして養育しているが、父に1週間の出張が入り不在となることから保護者が保育所に相談する。保育所からは、出張の期間、母は頑張って子どもを登園させるよう伝え、父母は承諾するが、その後母が

不安を訴えたことから、出張中は母方の実家に子どもを預けることにし、保育所には出張の期間は欠席すると申し出たところ、保育所は納得せず、指導に従えないのであれば退園するよう勧告し、その結果、自主退園となる。

保育所はこの家庭が自治体でも把握されているケースで一定のリスクがあることを知っていたが、保育所からの指導に従わないことを理由として退園勧告をし、自主退園になっている。この対応は、「家庭との連携」、「保護者と一緒に育てる」といった視点を欠いた例である。

保育所が提供するサービスを時間的サービスのみと認識すれば、家庭との連携や保護者と一緒に育てるという視点は必然的に弱くなる。そうなれば、この事例のように不適切な対応をしてしまう保育所が増える可能性は否定できない。

子どもの育ち支援の課題

子どもが育つうえで「愛着」は重要である。これはジョン・ボウルビィ（John Bowlby）が提唱したもので、「愛着行動は一人あるいは少数の特定の個人に対して向けられ、大方の場合明確な優先順位がある。」、「幼児期の愛着は簡単には放棄されず、いつまでも残っていくのが普通である」（ボウルビィ 1981: 184）としている。愛着形成の時期は生後 6 か月から 2 歳頃とされ、親などの主たる養育者との間で形成される。愛着は人格形成の基礎であり、子どもにとって愛着対象者（親）は「安全基地」である。安全が担保されることにより、さまざまな活動や関係を築いていくことで社会性が育まれ自立が促されていく。

幼少期は特に愛着を重要視する必要があるが、日本の子育て支援は重要視されていない。その背景には「3 歳児神話」の影響が考えられる。

吉田ら（2022）は、「1998 年に出された校正白書は、“3 歳までは、常に家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす”という、いわゆる 3 歳児神話について『少なくとも合理的な根拠は認められない』として 3 歳児神話に否定的な考えを示した。」とし「母親を必要以上のプレッシャーから解放する 1 つの契機になり、3 歳未満から子どもを保育所に預けることへの抵抗を減らすことに役立ったと考えられる。」（吉田ら 2022: 3）としている。

3 歳児神話の問題点は、「母親の手で育てないと」という部分であり、母親に限定していることである。愛着は父母関係なく、主たる養育者との関係であることから、愛着の視点で「子育ち支援」を考える必要はある。

近年、児童相談所や要対協で検討される事案に愛着形成が不十分なことにより問題を起こしている子どもの姿を垣間見ることがある。これらの機関で扱われる事案は比較的リスクも高いことから、他の要因も絡み合い複雑なものになっていることもあるが、親が子どもとのかかわりが上手くできていないことも要因となり問題が深刻化している面もある。

愛着の点からみると、生後 2 か月から長時間保育を強いられてしまう子育て環境は適正と言えるのか。これについて、松居（2022）は、「親と子どもの愛着関係を三歳までしっかりつくって

（中略）子どもたちが『守られている』と感じることだが（中略）保育士たちと親たちが『子どもを可愛がる』」（松居 2022: 161）と愛着の重要性を述べている。

したがって、多様な子育て家庭を支援するうえで既存の時間的サービスは効果的であるが、愛着形成を保障できる子育て環境も必要であり、3 歳頃までは家庭養育を選択できるような子育て支援も充実させていくための議論は必要といえる。

愛着が起因となっての問題は、就学後に学校で発現することが多く、「いじめの加害や被害」、「問題児扱い」といった存在になってしまうことが懸念される。これらが生じると子どもに厳しい目が注がれることになる。こうなれば、学校で担任に叱られ、帰宅して親から叱られるというネガティブな経験を多くすることになってしまう。また、愛着形成の未熟さが起因となっていることに気がつかない親は、何度注意しても改善されないことから、より高圧的態度へと移行し暴言や暴力といった虐待へとエスカレートしてしまう危険性が高まることが懸念される。

「子どもの育ち」の視点で愛着に関して親が知る機会と相談できる機会をもつといった支援も必要である。

時間的サービスの弊害

保育所等の長時間利用は汎用性も高く、多様なニーズに対応できるメリットもある。しかし、同時に弊害もある。

弊害については、親と子どもの接する時間が短くなる点である。11 時間保育などの長時間保育では、実質的に接する時間が少なくなるということ以外に、親は仕事後で疲れた状態で迎えに来る。自宅に帰れば夕飯の支度や食事や入浴介助、寝かしつけ、翌日の準備といった対応をしなければならず、余裕をもった関わりが難しくなる。このような状況が常態化している子育て家庭は多いのではないだろうか。

余裕がない毎日の子育ては、子どもの成長や発達段階の理解、発達特性の理解することを難しくしている。また、愛着形成への影響も懸念され、健全な子育てとはいえない状況ではないだろうか。この状況は、子育て家庭の問題ではなく、そうせざるを得ない子育て環境といった日本の社会が児童虐待のリスクを高めているのかもしれない。

親への支援

インターネットとスマートフォンは、多くの情報へのアクセスが可能となり、利便性は高まったがそれと同時に情報の氾濫も懸念される。子育てに関しても例外ではなく、親は子どもに関することは熱心であることから、多くの情報にアクセスしている。その中には、妥当性に欠ける情報も多く、逆に混乱やトラブルを招くこともある。

これらの情報は子どもの不利益となる危険性もあることから可能な限りリスクを軽減させることは課題であり、可能な限り正確な情報提供を子育て支援機関が担うことができれば混乱やトラブルに巻き込まれることは回避できる。

保育所等には発達特性のある子どもや虐待が疑われる家庭、要対協の管理ケースや貧困家庭ひとり親家庭など、さまざまな事情を抱えている家庭が利用しており、保育所等はこれらの対する支援も必要である。しかし実際は、家庭や子どもの発達に関して懸念を抱いても保育士が親に伝えることを躊躇する場合もある。

これについて、松居（2022）は「保育がまだ保育らしく『子どもの最善の利益を優先する』という指針の心が生きていて、園長や主任たちが親を導き、時には叱ることができた頃、どれほど多くの DV や児童虐待が保育の場で止まっていたか。（中略）この国のモラルや秩序を保育が支えていた時期が確かにあった」（松井 2022: 37）とし、以前の保育所は子どもの育ちに対し親と対話し支援していたことを示している。今後、ここを復活させていくことが親を支援していくうえで重要となる。

注力すべきは、専門機関として保護者と信頼関係を構築することであり、保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりや権威的な態度ではなく、親をと子どもを尊重した「共感」や「傾聴」の姿勢が大切となる。つまり「指導」の視点からは脱却し、親とともに伴走型の「支援」をすることが求められる。これらの態度から保護者からの信頼と良好な関係を構築していくことが、親の子育てのストレスや苛々の軽減に寄与することとなり、これは児童虐待のリスクを発芽させないといった未然回避となる。

4. 子育て支援に関する機能分析

子育て支援には様々なものが存在している。その中でも保育所等は子育てをしている家庭にとってもっとも身近な子育て支援機関であるといえる。近年は「保活」という言葉が使われるほど、子育てと仕事を両立させていくうえで重要なものとなっている。

そこで、保育所等が有する機能についてロバート・K・マートンの機能分析を用いて、子育て家庭にとって保育所等はどのような機能を有しているのかを可視化するために機能分析をおこなった。

図 3 は「保育所等における機能分析」として、保育士を目指す大学 3 年生 4 名と筆者とが 2024 年 5 月 9 日と 5 月 23 日の 2 回に分けて実施した。まず付箋を用いて保育所を利用することの利点と欠点をキーワードで抽出して整理をおこなった。そこから「順機能＝利点」と「逆機能＝欠点」に分類し、次に「顕在的機能」と「潜在的機能」に分類したものである。

保育所等利用における機能分析

順機能	逆機能
顕在的機能 ・育児と仕事のバランスが保てる（親） ・育児から一次的に解放される（親） ・様々な体験ができる（子） ・収入の増加による経済的安定が期待できる（親・子）	**顕在的機能** ・親と一緒に過ごす時間が短くなる（子） ・親との愛着形成が脆弱になる（子） ・子どもの成長や発達が見えにくい（親） ・長時間保育では子どもの様子を聞く時間がもちにくい（親）
潜在的機能 ・育児から離れると解放的な気分が味わえる（親） ・虐待予防のモニタリングで子どもの安全確認ができる（子） ・同年代と子どもとの交流による刺激がある（子）	**潜在的機能** ・子育ての経験値の向上が難しい（親） ・時間サービスが主で子どもの発達の情報が得にくい（親） ・きょうだいの場合、一緒に過ごす時間が少なくなる（子）

図 3　保育所等における機能分析

順機能・顕在的機能においては、「仕事と育児のバランスが保てる」、「育児からの一時的開放」など親のメリットが多いとの特徴が示された。

順機能・潜在的機能では、「育児から離れられると開放的気分が味わえる」といった心理的な解放感もあり、顕在的機能で示され「育児から一時的に開放される」という実質的な負担減との相乗効果により育児ストレスが緩和されている機能があることがみえる。

少し変わった視点では、順機能に示した「虐待予防の視点でのモニタリング」である。これは、関係機関がこの機能を担うことで子どもを児童の被害から早期に救えるというものである。

逆機能・顕在的機能では、子どもへのデメリットが相対的に多くみえた。特に愛着形成に関する懸念があると考えられる。親側からの視点では、子どもの自体や成長、発達の理解が深まりにくく育児のストレスが蓄積されやすいことが懸念される。

逆機能・潜在的機能では、長時間の利用では夜間の迎えになることから帰宅後は夕食、入浴、就寝といったルーティンと翌日準備と子どもを早く寝かせることが優先事項となる。親も子どもも疲弊した状況でこれらをこなすこととなり、余裕をもつことは難しい。これでは子どもとの団欒はできなし、「こなす」子育てに陥ってしまうことが懸念される。

図 4 は、子どもの視点から長時間保育と 0 歳児保育における分析をおこなったものである。

長時間保育・0歳児保育の子どもの視点での機能分析

順機能	逆機能
顕在的機能 ・親がイライラせずに接してくれる。 ・家計に余裕ができる可能性が上がり、挑戦できる機会が増える ・清潔、安全、安心な環境で過ごすことができる ・多くの人と接するため刺激が多い	**顕在的機能** ・長時間親とかかわることができない ・愛着形成の影響が懸念される。 ・発達特性が見えにくくなるため無理強いさせる可能性
潜在的機能 ・不衛生など家庭環境を把握してもらえる機会が増える ・虐待のモニタリングができ早期介入の可能性が高まる ・幼少はリスクも高く保育士が子どもの特徴などを把握し関係機関との連携が可能となる。	**潜在的機能** ・子どもの理解不足から不適切な関わりをさせる可能性 ・きょうだいの場合、クラスが違うため一緒にいられない

図 4　長時間保育と 0 歳児保育における子どもの視点での機能分析

保育所利用における機能分析と重複する部分もあるが、ここでは長時間保育、0 歳児保育における子どもの視点での機能分析を試みた。

長時間保育や 0 歳児保育の利益は親が享受するものと考えられるが、子どもにとっての利益があるのかについて検討した。

順機能・顕在的機能では、「親のイライラが緩和」、「家計に余裕ができ挑戦の機会が増える」といった親の利益を子どもが反射的に享受する形でみるこができた。また、保育所が清潔であること、安全であるといった環境面における利益があることもわかる。そして、多くの大人が関わることによる多くの刺激があり成長に寄与する面があると考えられる。

順機能・潜在的機能では、リスクに対する支援が多く、家庭の衛生面の把握、ハイリスクの早期介入といったものが挙げられた。

逆機能・顕在的機能では、実質的に親との関わる時間が短くなることの弊害が挙がり、愛着形成の課題や発達特性の理解が進まないまま、子どもに無理を強いてしまうことが懸念される。

逆機能・潜在的機能では、親が子どもの特徴や特性の理解が弱いことによりミスマッチ的なかかわりとなってしまい不適切な関わりになったり、過保護的な関わりになったりといったことが考えられる。

きょうだいがいる場合、クラスが違えば一緒に過ごす時間も少なくなってしまうため、きょうだい関係築くことに弊害が生じる可能性も考えられる。

図 3、図 4 の順機能、顕在的機能であがった家計収入の安定については、別の懸念がある。2022（令和 4）年の国民生活意識調査では、国民の 51.3% が「生活が苦しい」と回答している。つまり、保育所を長時間利用していても生活が苦しいと感じている家庭もあり、保育所等を利用

し共働きをしても経済的な余裕が十分ではない可能性があることが浮き彫りになっている。

経済的な余裕恩恵も得られない状況下での子育ては、低収入のストレスと子育てストレスの二重のストレスを抱える現状に陥り、児童虐待のリスクを高めてしまうことが懸念される。

5. 児童虐待問題に関する課題と対策

社会的関心の背景

児童虐待に対する社会の関心は高まっている。そのきっかけは、児童虐待死亡事件の報道や毎年 11 月に実施される「児童虐待防止キャンペーン」がある。現在は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」も設置され、児童虐待防止の取り組みは進んでいる。

この裏付けとして、「児童相談所における虐待相談対応件数」の増加がある。統計開始は、1990（平成 2）年からで、一度も減少することなく増加している。この数値は、児童虐待の実質増加の他に関心度の高まりが結果に反映している可能性も十分あり得ることから、関心の高さの指標としてもみることもできる。

認識の高まりとその危険性

「児童虐待」という言葉が持つインパクトは強く、親などの虐待者には「最低な親」とのイメージをもたらす。しかし、児童養護施設等に措置された子どものケースをみていると、特別事情をもつ家庭のみで起こるものではなく、ごく一般的な家庭で起こっていることも多い。

このように、社会の認識と実際には乖離傾向があり、児童虐待を「特別な事情を抱える家庭で起こる不幸な出来事」と認識してしまうことは「自分たちとは関係のないもの」と問題を外在化させてしまう危険性があるため、子育て家庭であれば、児童虐待が発生する可能性があるとの認識は必要である。

虐待防止の課題

先にも述べたとおり、現在の日本の子育て環境は課題が山積しており、過酷な状況下で子育てをしている世帯は多く、健全に子育てすることが難しいのが現状である。この状況下では児童虐待の発生リスクは高まることは明らかである。

児童虐待対応は、虐待の兆候が察知されれば対応するといった対症療法的介入が中心で、兆候が見られない段階からの支援（ゼロリスク支援）とはなっていない。したがって、「監視の目」が中心となってしまう。虐待されている子どもを救うためには、早期発見、早期介入は必要であり、ある程度「監視の目」は必要ではある。しかし、ここに力点が置かれると支援機関と親等とで対立関係となってしまうこともあり、結果として歯止めがかからず悪化させてしまうこともあるため、児童虐待問題への対応は多面的な視点で対応することが重要となる。

児童虐待防止と児童虐待未然回避との違い

児童虐待問題に関する視点は、「予防」や「防止」がスタンダードである。竹原（2019）は児童虐待対策について、①虐待を未然に予防していく段階、②虐待が疑われて介入していく段階、③虐待が認定されて親子を支援していく段階の三つの段階を示している。①は本稿の「未然回避」に類似しているように感じられるが、竹原は「気がかり」をキーワードとして未然予防の着眼点を示している。つまり、虐待リスクの兆候が感じられた時点で早期対応の重要性を述べている。

一方、本稿が示す未然回避は、「ゼロリスク支援」であり、全ての子育て世帯と対象としたものである。多くの親は子どものこと、子育てのことを理解しないまま子育てをスタートすることはほとんどである。見た目はかわいいので、子どもの特性や子育ての大変さの理解はどうしても薄くなるため、そのギャップに戸惑いや苛立ちの感情を抱いてしまうことがある。

できるだけ早期にこの点を理解する支援も大切であり、「子どもの理解」や「子育ての負荷の理解」をすることは必要である。この子育ての苛立ちを軽減する支援が虐待を未然回避することではないかと考えている。イメージとしては、竹原（2019）が示す①「虐待を未然に予防していく段階」の前に⓪「未然回避」を挿入するといったものである。

児童虐待を未然回避する最適な環境

児童虐待を未然回避するには、子育て世帯とできるだけ近いところで日常的にサポートできることが大切である。これが実現できる既存の子育て支援機関を検討する必要がある。

先述したとおり、児童虐待の未然回避はゼロリスク支援であり、「リスクを発芽させない」取り組みである。しかし、リスクはゼロであっても子育ては高負荷であることから、ストレスはたまる。したがって、日常的かつ継続的に親とコミュニケーションがとれる場所であることは重要な要素である。この対応が可能な支援機関が担っていくことが最適と考える。

未然回避のキーファクターと最適な機関と公・民との連携

児童虐待の未然回避でのキーファクターは、①子育て世帯に近くにある。②多くの場所で取り組める、③速やかに態勢が整えられる。といった三つの条件をクリアする必要がある。この条件に合致するのは保育所等である。

保育所等は公立よりも私立の方が多く、民間の力のみで多様なニーズに対応することは難しく、充実した支援策を整えるには公的な支援も必要である。

2024（令和 6）年に市区町村に「こども家庭センター」が設置された。これは、保健と福祉との連携を充実させることが目的で体系的な支援ができるように設立されたものであり、今後の充実が期待される。

しかし、こども家庭庁が示しているイメージでは、行政が主体で機能させようとするものであり、こども家庭センターが問題や課題を認知した場合にモニタリング機関として保育所等を活用

しようという「出先機関的」な位置づけとなっている。（図 5、左）

しかし、日常的に親と子どもと関わっているのは保育所等であり、家庭の様子や子どもの状況も把握できており、比較的、保護者との関係も構築できている。これらを考えると、保育所等が先頭となって個別ニーズの発見や対応を担い、必要に応じてこども家庭センターとの連携を検討する方が現実かつ効果的ではないだろうか。（図 5、右）

子育て世帯にとっての利便性の高さ、心理的負担の低い場所を入口した支援をすることの方が利用する側からすれば安心感は高く、機能も充実するのではないだろうか。

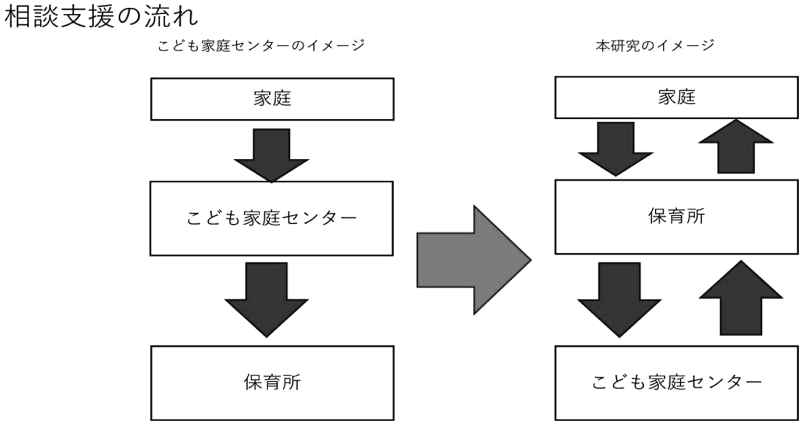

図 5　子ども家庭センターとの連携のイメージ
出所：こども家庭庁支援局虐待防止対策課 HP を参考に筆者作成

6. お わ り に

被虐待児の受け皿として長年機能してきた児童養護施設等は子どもの最善の利益の視点から里親や特別養子縁組といった「可能な限り家庭に近いところへ」となった。これにより、児童養護施設は機能転換として地域分散化、高機能化、多機能化が求められている。しかし、どこを対象として実現するのかについては模索していると施設関係者から聞くことも多い。

施設側の視点からみれば、既存の機能を否定された形でもあり戸惑いはあるだろうが、地域の子育てに貢献するといった視点でみれば、おおむね 2 歳から 18 歳の子どもを 24 時間、365 日対応できるといった機能を有する子育て支援機関はなくその汎用性は広い。

これを地域で活用するには児童虐待「予防」や「防止」といったものであり、ここだけでは不十分であることから、体系的な虐待対応の仕組みが必要となる。

これに「予防」や「防止の」前段階である、「未然回避」が加われば支援の幅が広がり、上手く噛み合えば児童虐待問題への多面的に支援をすることができるのではないだろうか。

今や子育て世帯において保育所等の利用は標準的な子育てスタイルとなっているがそのメリットとデメリットについては両方あることには機能分析で示したとおりである。

子どもはかわいく親にとって癒やされる存在であるが、それと同時に苛立たせてくれる存在でもある。そのギャップは親のストレスを増幅させ、苛々の割合が高くなると暴力や暴言といった不適切な行動へと移行し虐待リスクを発芽させてしまう。

子育てのストレスを溜めないために子どもの福祉や子育て支援を中心においた支援を検討し実践していくことは虐待のリスクを発芽させない「未然回避」であり、その役割を子育て家庭の身近にある保育所等が担うことで、親に寄り添うことができ「支援の手」としての効果があるのではないか。

また、保育所等が有する別の面には児童虐待の深刻化を阻止するための「監視の目」としての役割もあることから、絶妙なバランスも有することが求められる。

残された課題

少子社会の中にあって安心して子どもを育てられる環境のひとつに保育の充実への期待は大きい。現在、時間的サービスが拡大し個々のライフスタイルに柔軟に対応するシステムは完成しつつある。次の段階の課題は、子育てストレスの緩和と子どもの育ちの支援をどうしていくのかである。それには、国が経済成長を目的とした少子化対策や子育て支援の方向性を再検討し、子どもと子育て世帯を支援する気概をもって真の「こどもまんなか社会」を実現するための方策が必要である。

保育所等は、時間的サービスのみならず子育て、子育ち支援、児童虐待が懸念されるケースの対応といった専門性を高めることが課題である。

この課題と思われる事例を紹介する。

事例 2　保育園で虐待が疑われる家庭への介入に関する事例

要支援の家庭で虐待が懸念されるケースにおいて、その対応を保育園に求めたところ、園長は「保護者との関係が壊れるからできない」と回答した。

この事例では、保護者と関係性を築くことの意味についての理解が不足していることが懸念される。子どもの安全を犠牲にしてまで大切にすべき「保護者との関係」があるのかについて専門機関は認識しておく必要がある。

この事例 2 や、先に示した事例 1 のような対応は即刻脱却しなければならず、困難なケースに対する経験値を積み上げることが必要である。

児童虐待は、さまざまな問題が複層的に絡み合っていることが多く、他機関との連携は不可避である。心理師や社会福祉士、弁護士などの配置や他機関との連携ができるようにしておくなど他職種、他機関連携も確立していくことも必要である。

ひと昔の保育所は、親と関係を構築し、支援ができていたという歴史もあることから、これらは決して困難なものではないと思われる。現代に合致するように改善をしていくことができれば

これらの課題はクリアできるはずである。

本稿での視点はあまり注目されていいないことから、先行研究もまだ少ない状況である。今後は、保育所等へのヒアリング調査なども実施し、虐待の未然回避の支援のために必要なことや課題について抽出し分析をしていくことが必要であると考えている。

参考文献・引用文献

保育所保育指針（2017）

John Bowlby（1979）「The Making & Breaking of Affectional Bonds」Tavistock Publication Limited

ジョン・ボウルビィ著・作田勉　監訳「ボウルビィ母子関係入門」

軽部勝一郎・原囿百花（2024）「児童虐待防止について明石市の子育て支援策から考える」甲南女子大学研究紀要Ⅰ　第 60 号

笠原正洋（2018）「保育所をベースとした児童虐待防止活動において関係機関がとらえる保育所の抱える境界問題と解決策」中村学園大学・中村学園大学短期大学部　研究紀要第 50 号

厚生労働省（2023）「国民生活基礎調査」

松居和（2022）「ママがいい　母子分離に拍車をかける保育政策のゆくえ」グッドブックス

森田ゆり（2003）「しつけと体罰」童話館出版

大澤朋子（2005）「今日の児童虐待対策の矛盾－「虐待不安」拡大の視点から－」社会福祉　第 46 号

Robert K. Merton（2017）「SOCIAL THEORY AND SOCIAL STRUCTURE Toward the Theory and Research」Rawat

ロバート　K　マートン（1961）「社会理論と社会構造」みすず書房

柴崎正行・安齋智子（2005）「歴史からみる日本の子育て　子育てと子育て支援のこれからを考えるために」フレーベル館

竹原幸太（2019）「児童虐待対策の変遷からみる未然予防の到達点と課題」東北公益文科大学総合研究論集第 36 号

友田明美（2017）「子どもの脳を傷つける親たち」NHK 出版

吉田正幸監修／全国認定こども園協会編集（2022）「認定こども園白書 2022」特定非営利活動法人全国認定こども園協会

吉澤一弥・西智子（2021）「保育園における虐待防止活動の現状と課題の分析」日本女子大学紀要家政学部　第 68 号

〔はらだ　じゅんや　社会福祉学〕